



2023年4月27日

各 位

会社名 加賀電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 門 良一
社長執行役員
(コード番号：8154 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員 石原 康広
管理本部長
TEL 03-5657-0111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月27日開催予定の第55回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- ①株主総会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第15条（株主総会の招集権者および議長）について変更を行うものであります。
- ②経営意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化すること、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築することならびに柔軟な業務執行を実現することを目的として、現行定款第4章「取締役および取締役会」、第21条（任期）、第22条（代表取締役および役付取締役）、第23条（執行役員）について変更を行うものであります。
- ③取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第24条（取締役会の招集権者および議長）について変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日 2023年6月27日（予定）

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>第4章 <u>取締役および取締役会</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役社長1名を選任し、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の役付取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(執行役員)</p> <p>第23条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>当該取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>第4章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>取締役会はその決議によって、会長執行役員、社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員およびその他役付執行役員各若干名を選任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

以 上